

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が指定する地域（※）において災害発生に起因して経営の安定に支障を生じている市内中小企業者について、大阪市長が認定を行うものです。

※…指定地域・指定期間等は中小企業庁のホームページに掲載されています。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.html

〔 認定要件 〕

次の①から③の要件を満たすこと。

- ① 大阪市内に事業所（主たる事業所、支店、工場等）を有すること。
- ② 指定地域内において、申請時点で1年間以上継続して事業を行っていること。
- ③ 災害発生に起因して、その事業に係る当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。

〔 認定期間 〕

経済産業大臣が指定する期間

〔 認定申請時の提出書類 〕

提 出 書 類	備 考
認定申請書・認定申請書（大阪市控） 添付書類（計算書）	大阪市ホームページから大阪市所定様式をダウンロードしてください。 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000002784.html ※ 大阪産業創造館2階にも設置しています
「大阪市内事業所」の確認書類	次の書類のいずれかで、申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」「企業名」「代表者名」が確認できるもの。コピーをご提出ください。 ○法人の場合：・履歴事項全部証明書（3か月以内のもの） ・確定申告書 法人税申告書【別表一（一）】 等 ○個人の場合：・所得税確定申告書B【第一表】 （注）申告書の記載住所が、申請書の事業所住所と相違する場合は、下記のいずれかも併せて提出してください。 ・青色申告の場合は、決算書 ・白色申告の場合は、収支内訳書 ・許認可証（代表者名が確認できないものは不可） 税務申告書は、直近のもので税務署等受付日が確認できるものが必要です。
認定の根拠となる各月の売上高を確認できる書類 （試算表、売上表、総勘定元帳等いずれの写） 最近1年間の売上高を確認できる書類 （決算書、確定申告書等）	別紙「計算書」に記載した各月売上高を確認できるもの
「指定地域にて1年事業継続」の確認書類	（上記書類で確認できれば不要です） 指定地域・指定期間等は中小企業庁のHPに掲載されています。 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.html

[ご注意]

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・不備がなければ認定書は即日交付します。郵便等による後日交付はできません。
- ・本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・認定を受けた日から30日以内に、信用保証協会に対して、保証の申込みを行う必要があります。
- ・認定後認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

【お問い合わせ先】

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 （電話：06-6264-9844）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号（大阪産業創造館2階）